

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年5月14日

福島県県南建設事務所長 杉原 雅人

工事（委託業務）番号	第26-41330-0061号
工事（委託業務）名	道路橋りょう改良（交安）工事（橋梁上部）
質 問 事 項	
<p>・ 施工計画の工程計画（様式9号その1）につきましてご教示願います。 英数字を半角で使用した場合の文字数としての取り扱いについて、記載する文字についてMS 明朝 10 ポイントとありますが、英数字を半角で使用した時の文字数として半角文字は、どのような取り扱い（例：半角は、0.5 文字、半角も全角と同じ扱い）になりますか。</p> <p>・ 工程計画について 特記仕様書には、工程管理は、ネットワークにより行うものとする記載がありますが、これは、施工計画の工程計画（様式9号その1）もネットワークにて記載するということでしょうか。また、（様式9号その1）は、バーチャートの書式と思われませんが、バーチャートで記載しても良いということでしょうか。</p> <p>・（様式9号その2）について 留意事項に1行当たり最大80文字程度と記載されていますが、80文字程度とは、具体的に数値でお示し願います。また、様式9号（その2）では、指定文字ポイント（10）で記載すると80文字程度で改行となります。 このことから、全角・半角を使用した文字数は、指定書式で改行されるまで、記載可能ということでしょうか。</p> <p>・ 通行止めの措置について 架設計画図より架設用クレーンを配置するA2橋台背面ヤード下流側に面して町道と思われる道路がありますが、PC桁架設時、クレーンの組み立て解体時等は、通行止めの措置が可能でしょうか。</p> <p>・ 本工事で使用する建設機械の賃料について 長期割引単価か長期割引なし単価か、どちらを採用されていますか。</p> <p>・ 設計変更について クレーン作業時に敷鉄板が必要となった場合、敷鉄板の設置・撤去、損料、運搬費等は、設計変更の対象となりますか。</p>	

- ・採用単価の有効桁について  
 ゴム支承単価の採用有効桁は、上 3 桁採用（4 桁目以下切り捨て）でしょうか。  
 採用有効桁をご教示願います。
- ・横組コンクリートについて。  
 施工内訳書の横組コンクリート工の生コン⑩-2 は、県単価 T8750 と記載されております。  
 これは、普通コンクリート（30-12-25）と思われますが、下段に C=2 早強と記載されておりますが、普通コン・早強コンのどちらの単価を採用されていますか。
- ・緊張工について  
 施工内訳の緊張工に定着装置（緊張側・固定側）の記載がありますが、本工事費内訳書の緊張に定着装置が計上されていることから、施工内訳書の定着具は、0 円と考えてよろしいでしょうか。
- ・踏み掛版に使用するスラブドレーンについて  
 採用単価表の登録番号 F1171 につきまして、物価単価と記載があります。また、この上方に記載のあるスラブドレーンから↓が引かれています。これは、踏み掛版の A1、A2 側に上方に記載されたスラブドレーンの各タイプを一組ずつ設置するというのでしょうか。  
 スラブドレーンの詳細図が A1 橋台の踏み掛版図面のみに記載されていますが、A1・A2 の各踏み掛版にも採用単価表に記載された 2 種類のスラブドレーンのうち 1 組ずつを設置するということですか。本工事内訳書には、A1・A2 側ともスラブドレーンが材・工で記載があります。  
 採用単価表に記載されたスラブドレーンは、同じ物なので物価資料の中間値として採用した物を各踏み掛版に設置するというのでしょうか。
- ・伸縮装置について  
 本工事の伸縮装置の設置につきまして、先付けか後付けか、指定はありますか。  
 工程計画を作成するに当たりご教示願います。

回 答 事 項

- ・施工計画の工程計画（様式 9 号その 1）について  
 記載する文字の取り扱いについて、文字数についての規定はありません。
- ・工程計画について  
 施工計画の工程計画（様式 9 号その 1）について、様式作成における工程管理方式の指定はありません。
- ・（様式 9 号その 2）について  
 ご認識のとおりです。様式 9 号（その 2）における一行あたりの文字数については、様式 9 号その 1 と同様、規定はありません。
- ・通行止めの措置について  
 通行止めの措置については、施工計画を確認して判断することになります。安全な施工を行うため、通行止めの措置が必要となる場合には、道路管理者と協議して決定してまい

ります。

- ・本工事で使用する建設機械の賃料について  
単価については、長期割引なしの単価を採用しております。
- ・設計変更について  
現場施工条件の精査結果に応じ、必要な敷鉄板に係る費用については、福島県工事請負契約約款の規定に基づき、設計変更の協議対象といたします。
- ・採用単価の有効桁について  
ゴム支承単価の採用有効桁は3桁です。
- ・横組コンクリートについて  
施工内訳書の横組コンクリート工の生コン⑩-2については、早強コンクリートの単価を採用しております。
- ・緊張工について  
施工内訳書の緊張工の定着具については、ご認識のとおりです。
- ・踏み掛版に使用するスラブドレーンについて  
採用単価表の登録単価 F1171 については、F1171 の上2行は同じものですが、建設物価と積算資料で表記が異なっていることから、個別に表記したうえで平均値を算出し採用単価としております。
- ・伸縮装置について  
伸縮装置の設置については、後付けとしております。